市 有 財 産 売 払 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施します。

　　令和７年１０月６日

かほく市長　　油　野　和　一　郎

１　一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 地積 | 最低売却価格 |
| Ｒ７浜北１ | かほく市浜北ニ１２番８ | 雑種地 | ㎡713 | 坪215.68 | 6,445,000円 |

（位置・形状等については 別添地図を参照）　　１坪＝3.30579㎡

※｢予定価格｣とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とします。

有効な入札のうち、最高価格である入札者を落札者として決定します。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

　　入札参加者は、次の各号の要件を全て満たすものであること

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

（２）政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

（３）かほく市暴力団排除条例（平成24年かほく市条例第2号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア　役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合に

はその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同

じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

である者

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

３　入札案内書の交付期間及び交付場所

（１）入札案内書交付期間

令和７年１０月６日(月)から同年１０月１７日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から午後５時まで

（２）入札案内書交付場所

かほく市宇野気ニ８１番地

かほく市総務部管財課（かほく市役所北ﾌﾛｱ2階 ℡076-283-1113）

４　入札参加申込期間、入札期間及び開札の日時

（１）入札参加申込期間

　　　　令和７年１０月６日（月）から同年１０月１７日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から午後５時まで

（２）入札期間

　　　　令和７年１０月２０日（月）から同年１０月２４日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から午後５時まで

※持参又は郵送（書留郵便等に限ります。）のいずれかに限ります。

※郵送の場合、１０月２４日（必着）とします。

（３）開札

令和７年１０月２７日（月）　※立会不要

※上記以外の受付は一切行いません。

※応募状況等の照会にはお答えいたしません。

５　その他

（１）入札保証金

入札しようとする金額の100分の10以上

（２）入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

（３）落札者の決定方法

最低売却価格（かほく市財務規則（平成16年かほく市規則第29号）第135条の規定により作成された予定価格をいう。）以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（４）契約保証金

契約金額の100分の10以上

（５）売買代金の納入

市が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。

（６）所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して14日以内に物件の引渡しを行う。

（７）その他の事項

詳細は、入札案内書による。

（８）問合せ先

かほく市宇野気ニ８１番地

かほく市総務部管財課（かほく市役所北ﾌﾛｱ2階 ℡076-283-1113）